SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
［長野県は「SDGs未来都市」です］

2050ZERO CARBON NAGANO
2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

2050ゼロカーボンの実現に向けた長野県の取組

令和７年(2025年)５月14日
長野県

しあわせ信州

お話すること

1．2050ゼロカーボン実現に向けた長野県の取組

2．事業活動温暖化対策計画書制度

3．長野県地球温暖化対策条例の改正

4．地中熱に関する取組

令和元年台風第19号　記録的豪雨
- 「長野」では200年の１度の大雨 -

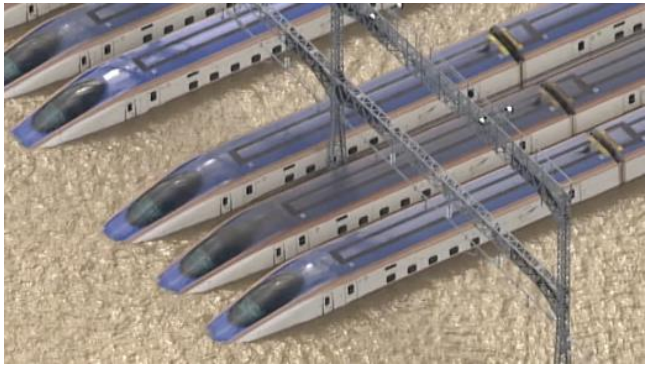

左：千曲川流域（長野市）、右上：上田電鉄別所線（上田市）、長野新幹線車両センター（長野市）

【人的被害】

死者	23名
重傷者	14名
軽傷者	136名

【住家被害】

全壊	920棟	床上浸水	2棟
半壊	2,496棟	床下浸水	1,358棟
一部損壊	3,569棟		

※2021年9月6日時点

【被害総額】

2,766億7,400万円

※2020年9月18日時点

令和元年台風第19号　記録的豪雨
- 「長野」では200年の１度の大雨 -

総降水量　（解析雨量）
（2019年10月12日～10月13日の48時間）

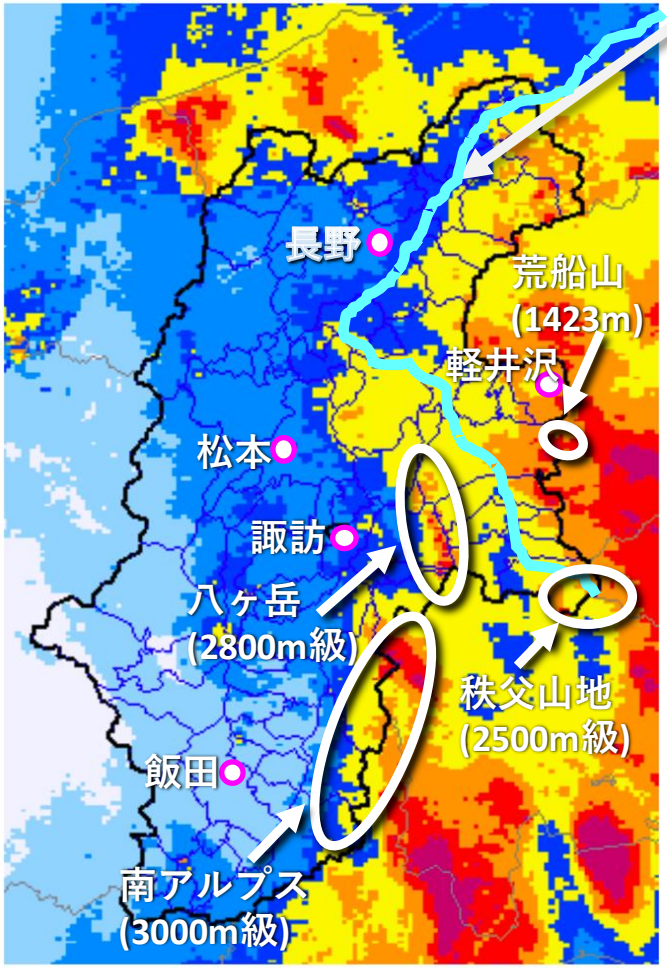

・山地にぶつかった雨雲が、大量の雨をもたらし
　千曲川上流部で48時間雨量400㎜以上を記録

・**温暖化の影響**により、日本付近の海水温が
10月に入っても 高い状態が続き、台風の勢力が
衰えないまま上陸

48時間積算雨量（ミリ）

0.0 ＜	□	＜ 50.0
50.0 ≦	□	＜ 100.0
100.0 ≦	□	＜ 150.0
150.0 ≦	□	＜ 200.0
200.0 ≦	□	＜ 300.0
300.0 ≦	□	＜ 400.0
400.0 ≦	□	＜ 500.0
500.0 ≦	□	

出典：長野地方気象台「令和元年台風第19号に関する長野県気象速報」より

気候非常事態宣言
～2050ゼロカーボンへの決意～（令和元年12月6日）

- 県議会の「気候非常事態に関する決議」を受けて、**都道府県として初めて**気候非常事態を宣言
- 宣言において**「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」（2050ゼロカーボン）**を決意

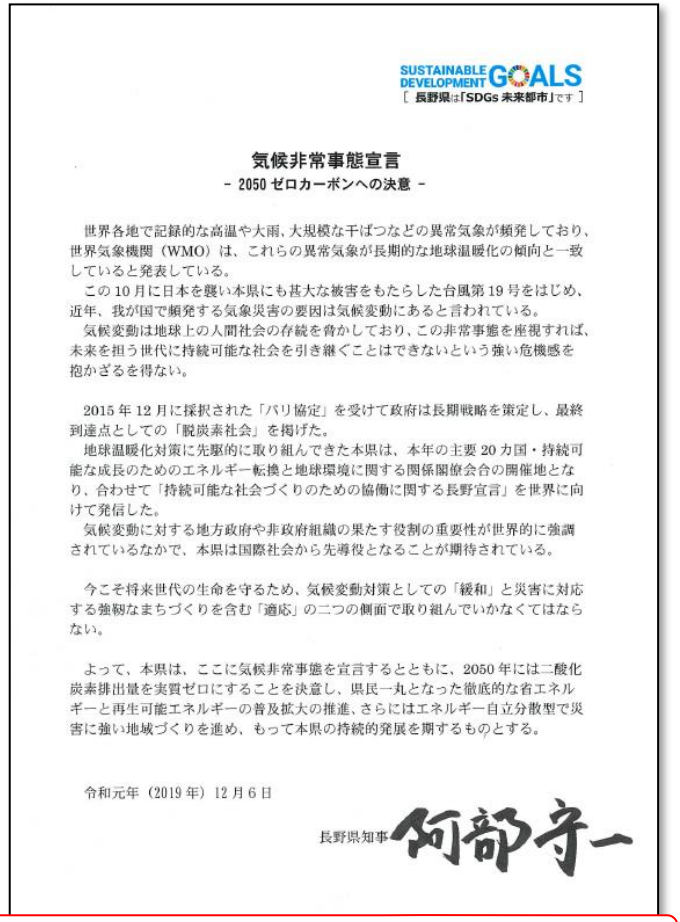

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
［ 長野県は「SDGs 未来都市」です ］

気候非常事態宣言
－ 2050 ゼロカーボンへの決意 －

世界各地で記録的な高温や大雨、大規模な干ばつなどの異常気象が頻発しており、世界気象機関（WMO）は、これらの異常気象が長期的な地球温暖化の傾向と一致していると発表している。
この 10 月に日本を襲い本県にも甚大な被害をもたらした台風第 19 号をはじめ、近年、我が国で頻発する気象災害の要因は気候変動にあると言われている。
気候変動は地球上の人間社会の存続を脅かしており、この非常事態を座視すれば、未来を担う世代に持続可能な社会を引き継ぐことはできないという強い危機感を抱かざるを得ない。

2015 年 12 月に採択された「パリ協定」を受けて政府は長期戦略を策定し、最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げた。
地球温暖化対策に先駆的に取り組んできた本県は、本年の主要 20 カ国・持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合の開催地となり、合わせて「持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言」を世界に向けて発信した。
気候変動に対する地方政府や非政府組織の果たす役割の重要性が世界的に強調されているなかで、本県は国際社会から先導役となることが期待されている。

今こそ将来世代の生命を守るため、気候変動対策としての「緩和」と災害に対応する強靭なまちづくりを含む「適応」の二つの側面で取り組んでいかなくてはならない。

よって、本県は、ここに気候非常事態を宣言するとともに、2050 年には二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを決意し、県民一丸となった徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進、さらにはエネルギー自立分散型で災害に強い地域づくりを進め、もって本県の持続的発展を期するものとする。

令和元年（2019 年）12 月 6 日

長野県知事 阿部守一

全77市町村が宣言に賛同（R2.9.8）

長野県脱炭素社会づくり条例
（令和２年10月2日可決、10月19日公布･施行）

長野県議会議員提案の「長野県脱炭素社会づくり条例」が全会一致で可決・成立
（通称：ゼロカーボン条例）

（令和２年９月定例会）

・都道府県条例としては初となる2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする目標を規定

・従来の３Ｒに加えリプレイス（代替素材への転換）の推進やエシカル消費など、今後必要となる新たな取組の指針についても規定

長野県ゼロカーボン戦略（令和３年６月策定）

令和３年６月に**「長野県ゼロカーボン戦略」**を策定

⇒ 2030年度までに温室効果ガス正味排出削減60%を目指す　（対2010年度比）

目標

基本目標　**社会変革**、**経済発展**とともに実現する**持続可能な脱炭素社会**づくり

数値目標　二酸化炭素を含む**温室効果ガス正味排出量**を2030年度 **６割減**　2050年度 **ゼロ** を目指す

- **再生可能エネルギー生産量**
  2030年度までに**２倍**、2050年度までに**３倍**
- **最終エネルギー消費量**
  2030年度までに**４割減**、2050年度までに**７割減**

※数値目標は対2010年度比

温室効果ガス排出量の削減目標

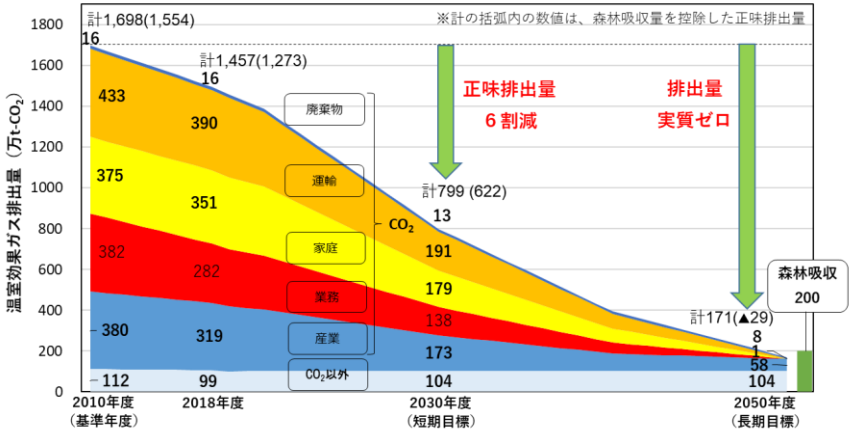

分野別の施策

1 交 通

- EV・FCVで安心・快適に走れる**充電インフラを充実**
- **多様な移動手段の確保**
（公共交通への積極的支援、MaaS、グリーンスローモビリティ、自転車 等）

2 建 物

- **全ての新築建築物のZEH・ZEB化**を実現

3 産 業

- ESG投資を呼び込む**事業活動のゼロカーボン化**を支援
- ゼロカーボン基金で**グリーン分野への挑戦を後押し**

4 再生可能エネルギー

- 地域事業者と連携し**住宅太陽光と小水力発電を徹底普及**
- **エネルギー自立地域づくり**を強力に推進

5 吸収・適応

- **森林CO2吸収量を増加**、**まちなかグリーンインフラを拡大**
- 信州気候変動適応センターを中心に適応策を実行

6 学び・行動

- **信州環境カレッジ**を核に多様なカリキュラムを展開
- **「ゼロカーボン社会共創プラットフォーム」**を始動

長野県ゼロカーボン戦略ロードマップ（令和５年11月策定）①

現状ペースの進捗では2030年度目標の達成が困難

⇒ 効果の高い“重点施策”を掲げた、目標を達成するためのシナリオ

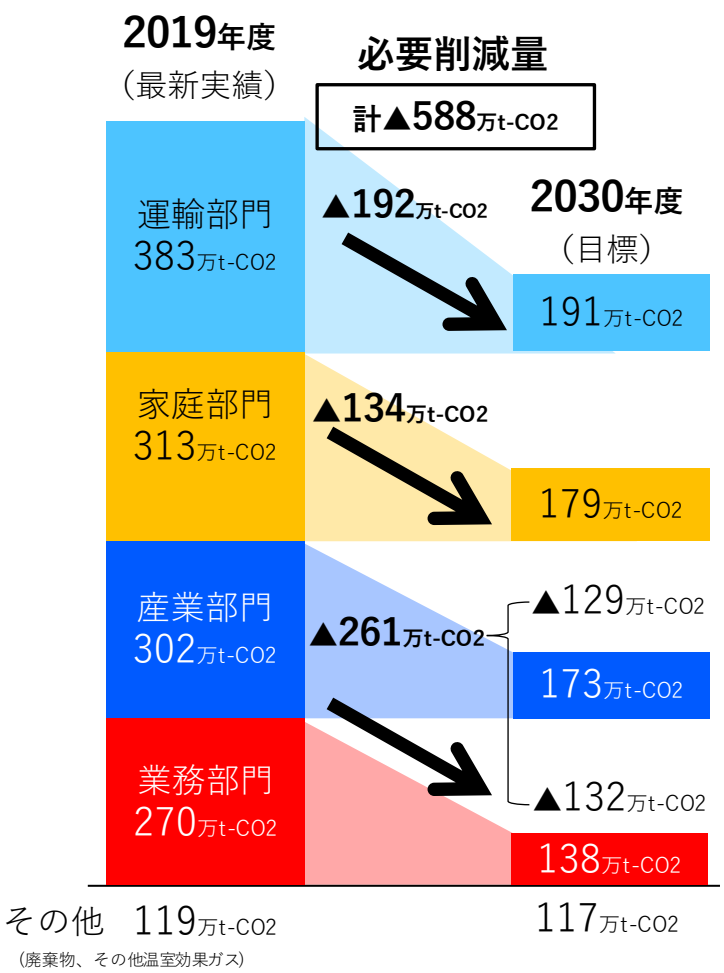

2030年度における状態と削減量

現状ペースでは
126万t-CO2不足
達成困難

現状ペース

計▲462万t-CO2

＜運輸部門＞
▲122万t-CO2
- 乗用車**5千台がEV**
- 公共交通利用者が**減少傾向**
（2021年度7,244万人）

＜家庭部門＞
▲111万t-CO2
- 国の法律に基づき
遅くとも2030年度までに
新築住宅**ZEH100%**
- 住宅屋根ソーラー**12万件**

＜産業・業務部門＞
▲227万t-CO2
- **年３%減**省エネ

ロードマップに基づき
施策を実施
目標達成

ロードマップシナリオ

計▲591万t-CO2

＜運輸部門＞
▲139万t-CO2
- 乗用車**10万台がEV**
（乗用車の１割）
- 公共交通利用者が**１億人**

＜家庭部門＞
▲166万t-CO2
- 国より**前倒して**
2025年度以降早期に
新築住宅**ZEH100%**
- 住宅屋根ソーラー**22万件**

＜産業・業務部門＞
▲284万t-CO2
- **年３%減**省エネ
- 再エネ利用率**20%増**

現状ペース：過去数年間のトレンドに基づく2030年度の進捗を示したシナリオ
ロードマップシナリオ：2030年度削減目標を達成するために作成したシナリオ

長野県ゼロカーボン戦略ロードマップ（令和５年11月策定）②

	2030年度に目指す状態	県民・事業者等の皆さまに重点的に取り組んでほしいこと	県の重点施策
運輸部門	・**乗用車** 現状２千台の **EVを10万台へ**	**・一家に１台はＥＶを！会社の車もＥＶに更新を（乗用車の新車販売6台に１台をＥＶに更新）** 更新する際はエネルギー効率がよいＥＶを選択 車種や用途により困難な場合はハイブリッド車を選択 EV目標10万台/乗用車ストック138万台	・ＥＶの安心・快適使用に向けた公共用急速充電器の整備促進
	・**公共交通利用者** 現状7,244万人を **１億人へ**	**・マイカー通勤・通学の10人に１人は公共交通利用に！** バス停・駅から徒歩圏内の人は公共交通を積極利用 公共交通利用者（実数）の増加目標6万人/マイカー利用者72万人	・通勤・通学時の公共交通利用拡大を目指した交通ＤＸの推進による利便性向上
家庭部門	・**新築住宅ZEH率** 現状３割※を、 国より前倒して2025年度以降早期に**100%へ** ※推計値	**・環境・家計・身体にやさしいZEH基準以上の省エネ住宅を新築！** 国のZEH義務化に先駆けて、高断熱・高気密の省エネ住宅を新築　新築ZEH率目標100%/現状３割(推計値)	・新築における信州健康ゼロエネ住宅普及によるZEH率向上と、ZEH義務化の検討
	・**住宅屋根ソーラー** 現状９万件を**22万件へ**	**・住宅屋根の３割（22万件/63万件）に太陽光パネル設置！** 自宅に太陽光パネルを設置し、電気代を節約＋災害にも強い住宅に	・初期費用ゼロ円モデルの構築等により「信州屋根ソーラー”標準化”プロジェクト」を推進
産業・業務部門	・**年３%減の省エネを継続** ・**再エネ利用率** 現状３%から**23%へ**	**・年3%の継続的な省エネと、再エネ利用の大幅拡大（再エネ電力利用率3%→23%）による温室効果ガス削減で「選ばれ続ける」事業者へ** ・使用エネルギーの把握や、省エネ設備への計画的な更新等を通じて、収益改善にも資する省エネを推進 ・再エネ設備導入による電力の自家消費や、グリーン電気購入等を通じて、使用エネルギーの再エネ化と企業価値の向上を推進	・事業活動温暖化対策計画書制度・使用エネルギーの可視化支援・融資制度による省エネ促進、再エネ導入支援等により、事業者の脱炭素化の取組を後押し

長野県ゼロカーボン戦略ロードマップ（令和５年11月策定）③

拡大目標

計 10,815TJ増

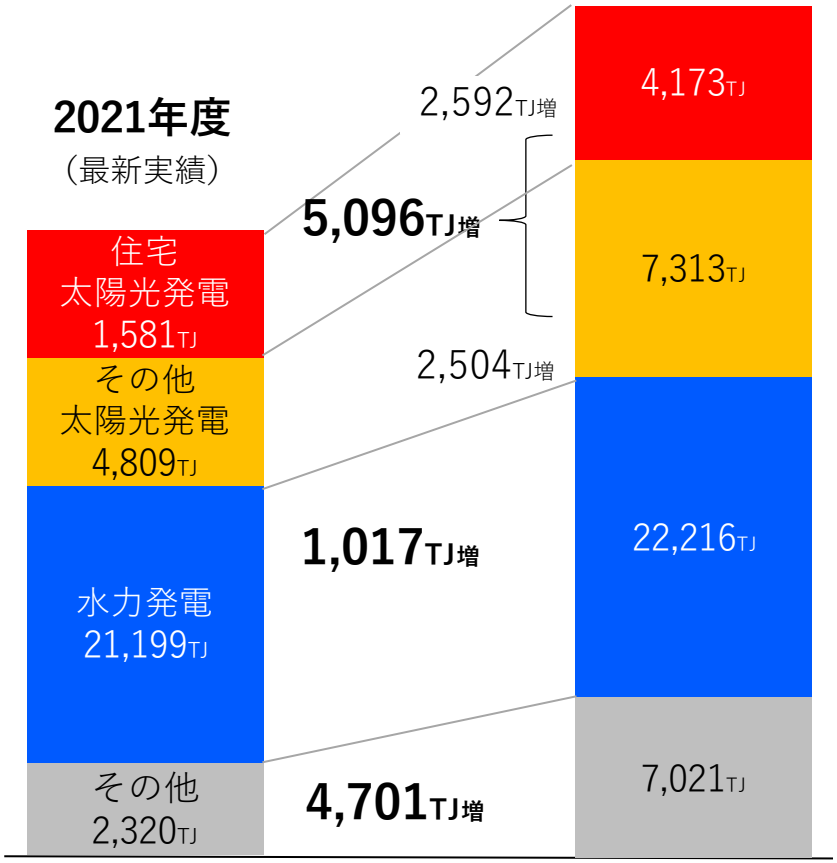

2030年度における状態と増加量

現状ペース

計 2,656TJ増

現状ペースでは
8,159TJ不足
達成困難

<太陽光発電>

1,811TJ増

- 住宅屋根　12万件
（現状の約1.4倍）
- 事業所屋根　1.1万件
（現状の約1.2倍）
- 野立て等　121万kW
（現状の約1.2倍）

<小水力発電>

845TJ増

- 102万kW
（現状から3.2万kW増加）

<その他>

170TJ増

ロードマップシナリオ

計 8,485TJ増

ロードマップに基づくと
2,330TJ不足
技術進展等でカバー

<太陽光発電>

6,898TJ増

- 住宅屋根　22万件
（現状の約2.4倍）
- 事業所屋根　1.5万件
（現状の約1.7倍）
- 野立て等　163万kW
（現状の約1.6倍）

<小水力発電>

1,017TJ増

- 103.2万kW
（現状から4.5万kW増加）

<その他>

570TJ増

現状ペース：過去数年間のトレンドに基づく2030年度の進捗を示したシナリオ
ロードマップシナリオ：2030年度削減目標を達成するために作成したシナリオ

長野県ゼロカーボン戦略ロードマップ（令和５年11月策定）④

	2030年度に目指す状態	県民・事業者等の皆さまに重点的に取り組んでほしいこと	県の重点施策
太陽光発電	・**住宅屋根ソーラー** 現状９万件を**22万件へ**	・**住宅屋根の３割（22万件/63万件）に太陽光パネル設置！** 自宅に太陽光パネルを設置し、電気代を節約＋災害にも強い住宅に	・初期費用ゼロ円モデルの構築等により「信州屋根ソーラー“標準化”プロジェクト」を推進
太陽光発電	・**事業所屋根ソーラー** 現状0.9万件を**1.5万件へ**	・**事業所屋根の２割（1.5万件/9万件）に太陽光パネル設置！** CO2排出削減とエネルギーコスト縮減の実現に向け、事業所の屋根等を活用し太陽光パネルを設置	
太陽光発電	・**野立て太陽光等** 現状102万kWを**163万kWへ**	・**野立て太陽光 61万kW（諏訪湖の約７割に相当する設置面積）を増加！** 発電事業者は法令等を遵守の上、地域と調和した太陽光発電事業を実施	・促進区域制度を活用した産業団地等における太陽光発電や、ソーラーシェアリングなど地域に調和した野立て太陽光発電を推進
小水力発電	・現状98.7万kWを **103.2万kWへ**	・**1.4万kW（発電所約70箇所分）を増加！** （現状＋県が把握する建設予定　101.8万kW） 発電事業者は地域との丁寧な合意形成を経て、地域にメリットをもたらす形で小水力発電事業を実施	・案件形成段階から地域調整等に主体的に関わり、地域と調和した小水力発電を市町村とともに推進
その他			・マイクログリッドやVPP等も活用したエネルギー自立地域創出を支援

県の取組

事業活動温暖化対策計画書制度（概要）①

事業者から排出される温室効果ガス排出量を「見える化」し、計画※を定めて削減を目指す制度

※１計画期間につき最大３か年

＜制度対象事業者（長野県地球温暖化対策条例の規定による義務事業者）＞

○ 県内に設置している全ての工場等の**エネルギー使用量の合計が原油換算で1,500kl／年以上**である事業者

○ 県内に設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用に伴って排出する**二酸化炭素を除く温室効果ガス※の排出量の合計が二酸化炭素換算で3,000t-CO_2／年以上**である事業者

※非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素

○ 県内に使用の本拠を有する**自動車が200台以上**である事業者

➡ 上記に該当しない事業者も任意事業者として制度への参加が可能

＜制度に参加する主なメリット＞

■事業者の電気やガス等のエネルギー使用量を入力することで**温室効果ガス排出量を「見える化」**

■策定した計画に基づいて、具体的取組により**削減を実行**し、エネルギーの無駄を減らすことで温室効果ガス排出量・経費を削減

■実施状況が優良な事業者は表彰

■事業者は温暖化対策の取組としてＰＲが可能

事業活動温暖化対策計画書制度（概要）②

任意事業者のメリット

《入札参加資格審査での加点》

Ｒ７～９年度の長野県の入札参加資格の審査において「事業活動温暖化対策計画書の策定」が加点対象に追加。

入札参加資格の名称	製造・買入れ・その他	建設工事	森林整備
要件	資格審査基準日において、事業活動温暖化対策計画書の策定をしている場合（条例による策定義務のない者に限る）		
点数	２点	10点	10点
提出書類	事業活動温暖化対策計画書審査完了通知書		

※いずれの入札参加資格審査も、信州企業評価項目（長野県内に本店を有する事業者が対象の項目）での加点。

事業活動温暖化対策計画書制度（表彰）

計画期間ごとに、地球温暖化対策の取組に率先して取り組み、顕著な実績を挙げている事業者を表彰。

《第１次計画期間（H26～28年度）表彰事業者》

- 長野計器株式会社
- 株式会社ニットー
- 株式会社ファンケル美健
- ミネベアミツミ株式会社
- 横河電機株式会社

《第２次計画期間（H29～31年度）表彰事業者》

- 京セラ株式会社
- KOA株式会社
- 新光電気工業株式会社
- 信州ビバレッジ株式会社
- セイコーエプソン株式会社
- TDK株式会社
- 日本電産サンキョー株式会社
- 日本電産モビリティ株式会社
- 株式会社八十二銀行
- ミネベアミツミ株式会社

《第３次計画期間（R2～４年度）表彰事業者》

- カゴメ株式会社
- 京セラ株式会社
- セイコーエプソン株式会社
- タカノ株式会社
- 株式会社八十二銀行

※表彰当時の事業者名で表記（五十音順）

県ホームページで第３次計画期間表彰事業者の基本方針・取組概要を掲載しています。
https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/hyoushou.html

「長野県と八十二銀行との2050ゼロカーボン実現に関する協定」の締結について

八十二銀行

締結の概要

・八十二銀行と連携して行う脱炭素に係る取組の**第一弾**として、県有文化施設の再エネ電力100%化に貢献できる**私募債（脱炭素型）の取扱いを７月から開始**

・今後、継続的に連携して取り組んでいくために、**長野県地球温暖化対策条例第２７条の規定により、協定を締結（R6.11.6）**

連携事項

（１）2050ゼロカーボン実現に向けた取組に関すること
（２）事業者の環境経営に向けた取組に関すること
（３）その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

当面の連携内容

・使用エネルギーの再エネ化の促進

事業者の取組の機運を醸成するため、八十二銀行が私募債（脱炭素型）の手数料の一部を県に寄付し、県が県有施設の再エネ電気購入に充当*←第一弾の取組を協定に位置付け*

・「サステナブルファイナンス」の普及促進（第二弾）

県が中小企業の脱炭素化を支援するため、**脱炭素に取り組む事業者の取組状況に応じて、融資条件（金利等）が連動する融資制度（信州版サステナビリティ・リンク・ローン（脱炭素型））を構築**

※今後も両者で建物系（住宅、事業所等）の再エネ拡大に向けた支援制度を検討

サステナビリティ・リンク・ローン（SLL）活用促進制度運営事業費（長野ゼロカーボン・フレームワーク）

SLL活用促進制度（長野ゼロカーボン・フレームワーク）構築の目的

- ◆ 地域金融機関と連携して、脱炭素に取り組む県内中小企業等への融資金利を優遇する仕組み（SLL活用促進制度（ゼロカーボン・フレームワーク））を創設し、中小企業の脱炭素化を促進
- ◆ 削減目標の達成により金利優遇を受けられる融資契約（サステナビリティ・リンク・ローン※）において必要な第三者評価に、長野県地球温暖化対策条例に基づく「事業活動温暖化対策計画書制度」を活用することで、事業者の審査コストを省略
- ◆ 「事業活動温暖化対策計画書制度」への参加に対するインセンティブとして、提出義務のない中小規模排出事業者の任意参加を促進

※サステナビリティ・リンク・ローン（SLL）とは…

野心的かつ有意義なサステナビリティ目標を設定し、第三者評価機関の認証を受け、目標の達成状況に応じて事前に契約した融資条件（金利等）が連動する融資制度

（サステナビリティ目標の例：温室効果ガス排出量の削減、廃棄物の削減、再生可能エネルギーの導入、女性管理職比率 など）

主なメリット

※KPI(Key Performance Indicator)：重要業績評価指標であり、目標の達成度合いを測定するもの
SPT(Sustainability Performance Target):KPIに関して達成すべき目標数値

《 事業者 》

	KPI・SPT※設定の事務負担の軽減	第三者評価費用の負担ゼロ	毎年の報告・検証の事務負担の軽減
SLL活用促進制度	既存の事業活動温暖化対策計画書制度の目標値をKPI・SPTとするため個別設定が不要	県内事業者の負担なし	県内事業者は事業活動温暖化対策計画書制度の報告書を提出し、県の確認（評価）をもってレポーティング・検証とするため追加的負担が生じない
従来のSLL	県内事業者と金融機関が協議し、個別に設定	約300～350万円／件（借入人負担）	SPTの達成状況について外部検証を受け、金融機関に報告

《 県 》

事業者が**金利優遇**を受けるためにKPI・SPT（事業活動温暖化対策計画書制度の目標値）の達成を目指すことにより、**事業者から排出される温室効果ガスの削減につながる。**

長野県地球温暖化条例の改正に向けた検討状況について

- 現在、長野県では以下の観点から**条例改正を検討中**
  - ・建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化
  - ・国のZEH水準適合義務付けに先駆けた新築住宅のZEH水準適合義務化

- 今後、長野県環境審議会・専門委員会・県議会・県民・事業者などからの意見を踏まえながら検討を進め、**令和７年度中目途で条例案を県議会へ提出予定**
（議決後、一定の周知期間を経て施行）

【検討経過】

年　月	内　容
令和６年７月	長野県環境審議会へ諮問 ・国のＺＥＨ水準適合義務付けに先駆けた新築住宅のＺＥＨ水準適合義務化（建築住宅課所管） ・建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化（ゼロカーボン推進課所管）
９月	第１回専門委員会 ・委員長の選出等について　・長野県地球温暖化対策の条例改正について
11月	第２回専門委員会・公聴会 ・ＺＥＨ及び再エネ設備の現状と今後の動向等に関する公聴会 ・第１回専門委員会でのご意見等と今後の論点について
令和７年２月	第３回専門委員会 ・長野県地球温暖化対策条例改正案（たたき台）について 市町村・関係団体・事業者に対する意見照会
３月	長野県議会建設委員会、環境委員会へ検討状況等を報告 長野県環境審議会へ検討状況等を中間報告

長野県地球温暖化対策条例改正案（たたき台）
（再エネ設備設置推進）

条例改正の趣旨

2050ゼロカーボンに向け、再エネ生産量を拡大するため、一定規模以上の建築物の新築の際に再エネ設備※の導入を義務付ける。 ※太陽光発電設備、太陽熱利用設備、バイオマス熱利用設備、地中熱利用設備　等

対象

延床面積300㎡以上の新築建築物

法令等の規定により安全に設置できない場合や知事が導入困難と認める場合等は除く※

※義務対象外は、広く普及している太陽光発電設備を基準として設定

時期

条例改正：2025年度中目途　⇒　１年程度の周知期間を経て施行

※対象や要件等は、県内の再エネ設備の普及状況や他自治体の事例等を勘案し、条例施行後、段階的な拡大を検討する。

対象者	基準（区分は現行の建築物省エネ法及び県条例で規定する届出等の区分を適用）		
	区分	延床面積 10㎡以上300㎡未満	延床面積 300㎡以上
設計者	非住宅	**再エネ設備の導入検討に係る内容の説明義務（新設）** **建築物の設計者による説明※義務の対象を「300㎡未満の住宅」から「10㎡以上の全ての建築物へ拡大」** ※再エネ設備の導入の検討を専門的知見から行い、建築主に説明	
	住宅	**説明義務（強化）** **設計者による説明を義務化** （現行は求めに応じて説明）	**説明義務（新設）** 非住宅と同じ
建築主	非住宅	**再エネ設備の導入検討義務（継続）** **現行の再エネ設備の導入検討義務により導入を促進** ※導入検討に必要な情報等は建築物の設計者から説明（説明義務の対象範囲拡大）	**再エネ設備の導入義務（新設）** **再エネ設備の設置（敷地も可）** **2万MJから20万MJ（太陽光発電の場合約4.5kW～45kW）** **延床面積に応じて逓増（1.7万MJ/年＋10MJ×延床面積）** （合理的な手法※により設置する再エネ設備のエネルギー量が上記基準を満たさない場合、そのエネルギー量とする（設計者によりその理由を届出）） ※建築面積が小さく再エネ設備を設置できるスペースが限られる場合 ◆共同住宅及び長屋におけるエネルギー量については検討事項とする **【義務対象外】** ・法令等の規定により再エネ設備が安全に設置できない場合 ・知事が導入困難と認める場合（多雪地域、日照条件が著しく不利な場合等）等
	住宅		

長野県地球温暖化対策条例改正案（たたき台）
（省エネ適合義務基準強化）

条例制定の趣旨

2050ゼロカーボンに向け、高い断熱性や省エネ性を有した住宅の普及を図るため、全ての新築住宅の適合義務基準を現行誘導基準に強化する。

義務の対象

全ての新築住宅

※住宅：一戸建ての住宅、併用住宅、
共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿

義務化の水準

BEI=0.8及び強化外皮基準
＝現行の建築物省エネ法に基づく誘導基準

BEI	0.8			
UA値 / 地域区分	2地域 軽井沢町、南佐久郡４村、旧開田村など	3地域 白馬村、小谷村、山ノ内町、信濃町など	4地域 長野市、松本市、中野市、飯山市など	5地域 飯田市、喬木村
強化外皮基準 ZEH、等級5	0.40	0.50	0.60	
建築物省エネ法 省エネ基準	0.46	0.56	0.75	0.87

新築住宅における誘導基準適合の割合の推移

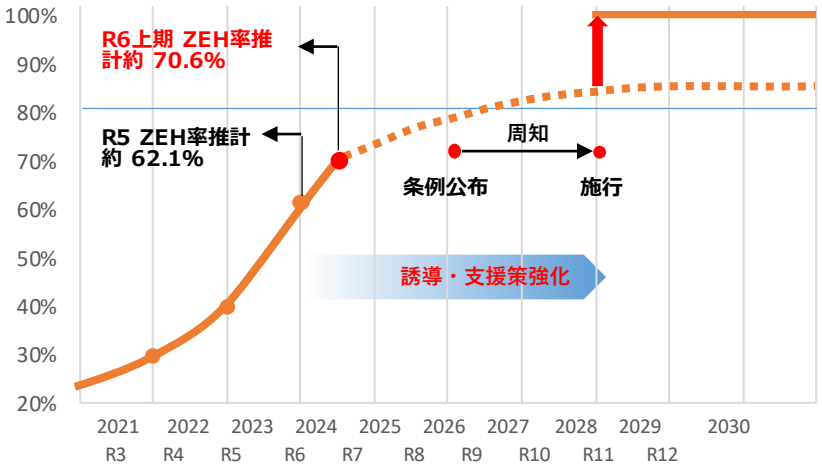

※ZEH率：長野県地球温暖化対策条例による省エネ性能の届出・報告制度、新設住宅着工統計、建築工事届により推計

義務化の時期

条例改正：2025年度中目途
⇒２年程度の周知期間を経て施行

並行して行う支援・誘導策

- **信州健康ゼロエネ住宅指針・助成金による誘導**
  ※より上位性能への誘導は義務基準強化後も継続
- **断熱施工講習会を施工団体と共催**
- **報告状況の公表による意識向上**

地中熱に関する取組について

県内の地中熱導入状況

環境省『令和６年度地中熱利用状況調査』資料より作成

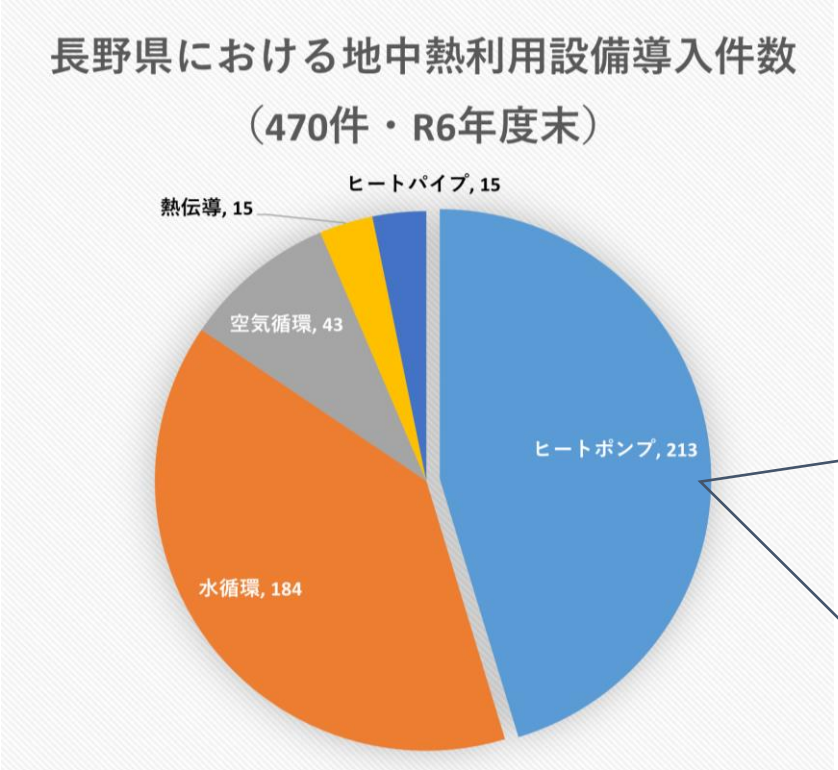

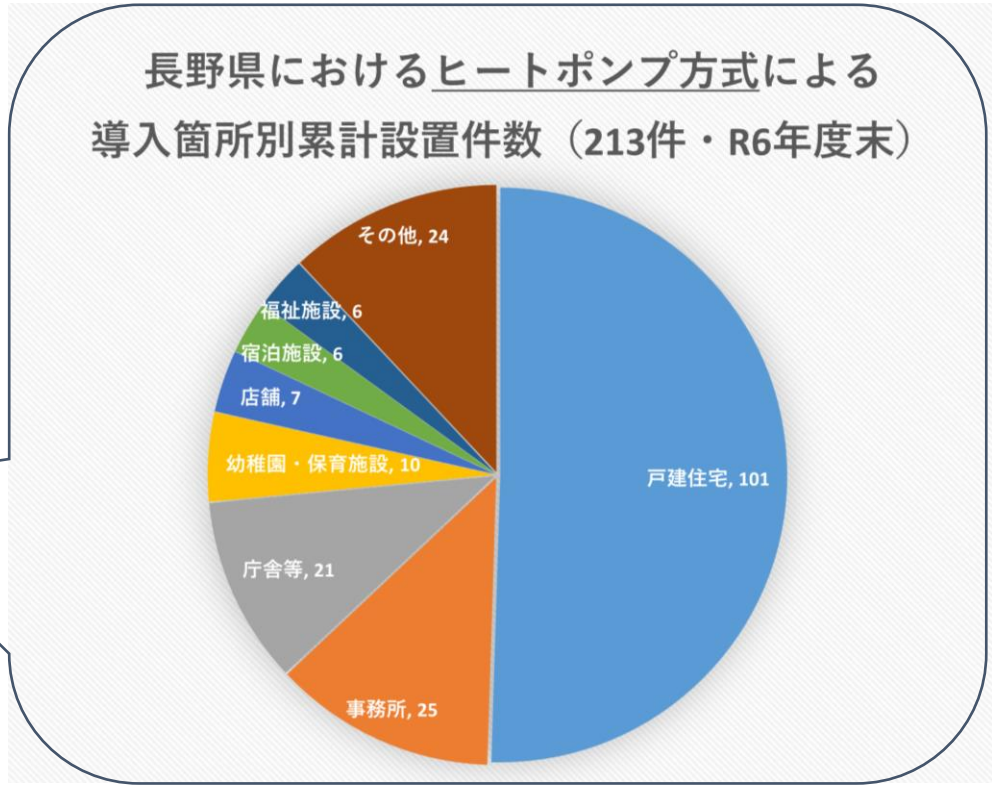

地中熱に関する取組について

Ｒ７年度　地中熱普及拡大に向けた調査･検討事業

- 長野県内に導入されている地中熱利用設備を広く調査し、その導入効果等を数値などにより明確化
- 調査、分析結果をもとに長野県としての施策を検討することにより、さらなる地中熱利用の拡大を推進

文献調査、ヒアリングによる情報整理・仮説設定 → アンケート調査 → ヒアリング調査 → 分析

アンケート調査
- 施設の概要
- 地中熱利用設備の概要
- 地中熱利用設備の稼働実績
- 導入経緯
- コスト
- 環境意識　　等を調査

分析
調査結果をもとに効果的な地中熱利用設備導入条件等を明らかにする

ゼロカーボンが目指す社会とは

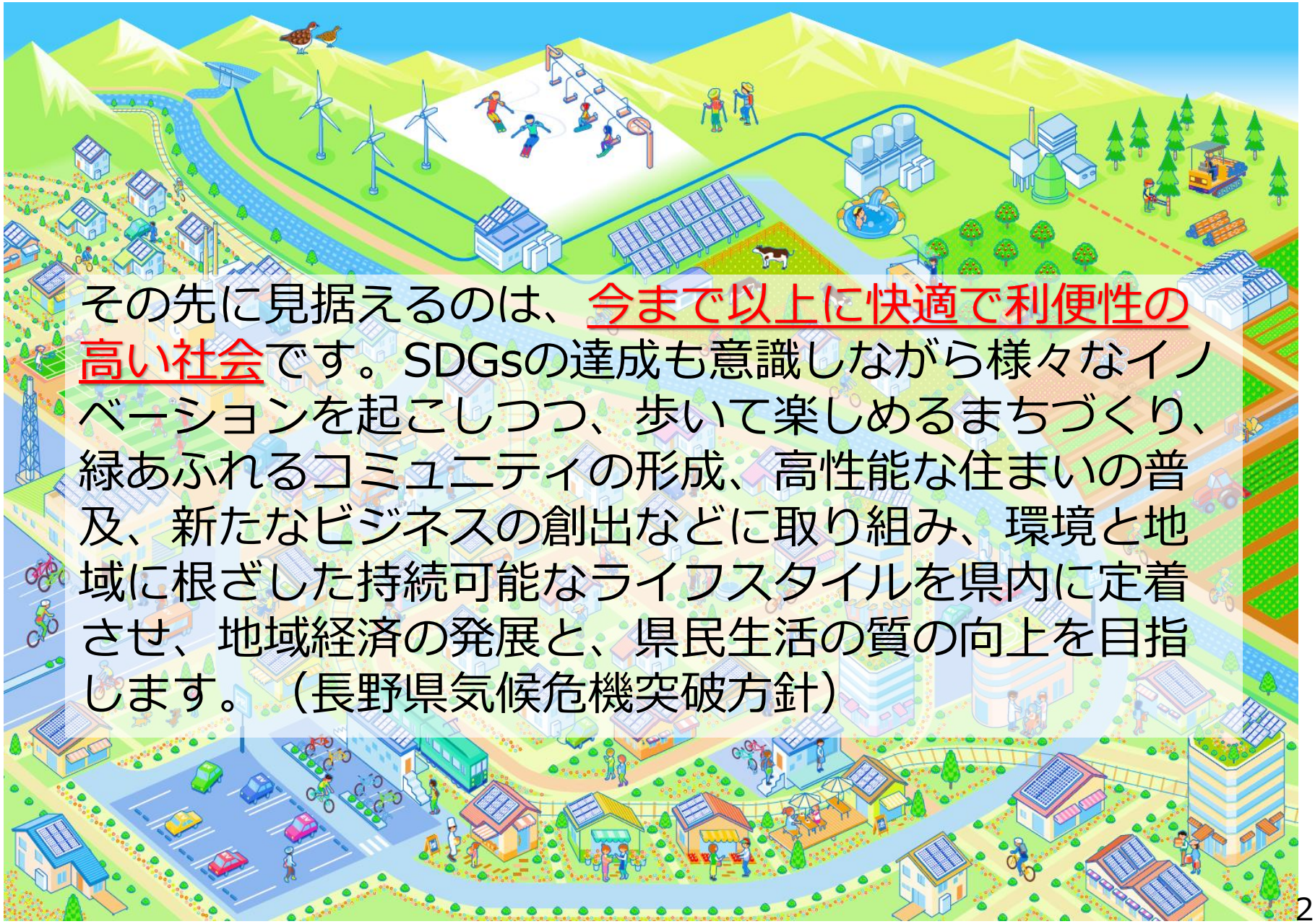

その先に見据えるのは、今まで以上に快適で利便性の高い社会です。SDGsの達成も意識しながら様々なイノベーションを起こしつつ、歩いて楽しめるまちづくり、緑あふれるコミュニティの形成、高性能な住まいの普及、新たなビジネスの創出などに取り組み、環境と地域に根ざした持続可能なライフスタイルを県内に定着させ、地域経済の発展と、県民生活の質の向上を目指します。（長野県気候危機突破方針）